

被災船舶等の移動について（お知らせ）

東日本大震災により被災された方々へ、心よりお見舞い申し上げます。

現在、北上川・旧北上川・鳴瀬川・吉田川の河川敷内には、津波による被災船が多数存在していますが、7月からの出水期において、洪水による再流出被害等の危険が予想されます。

これらの中で所有者において修理・再利用予定の船につきましても、速やかに河川敷からの移動・お引き取りをお願いいたします。

所有者からの連絡がなく、河川敷内に放置されたままの船については、危険防止のため、当事務所において準備が整い次第、自治体の指定する仮置き場等に移動します。

また、現在、河川に係留されている船舶等につきましても、7月からの出水期において洪水による再流出被害等の危険が予想されることから、自主的に河川区域以外の係留施設への移動、又は陸上保管をしていただくようお願いいたします。

問い合わせ先

国土交通省北上川下流河川事務所

占用調整課 電話0225-94-9851

東日本大震災(平成23年3月11日) 津波による船舶流出被害(石巻市)

